

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和3年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[未定] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康増進課
②所属長の役職名	健康医療部 健康増進課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業の対象者となる奈良市の住民基本台帳に記録された20歳以上の女性、および40歳以上の男性
その必要性	健康増進事業(がん検診等各種検(健)診)の対象者やその人の受診情報を管理する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号】 ・個人番号と宛名情報をひもづけて、本人を特定するため 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【地方税関係情報】 ・奈良市各種検診実施規則にもとづき受診者負担金を設定するため 【健康・医療関係情報】 ・検(健)診情報を利用した事務を実施するため 【生活保護・社会福祉関係情報】 ・奈良市各種検診実施規則にもとづき受診者負担金を設定するため 【学校・教育関係情報】 ・小学校区情報を利用した事業分析を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	健康医療部健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一団体内)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	健康増進法に基づき、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。	
④使用の主体	使用部署	健康医療部健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等各種検(健)診の対象者であることの確認 ・検(健)診受診後の確認や分析 ・同一人の健康情報の特定とその健康情報の継続的な管理 	
	情報の突合	宛名情報と個人番号をひもづけて、本人であることを特定する。
⑥使用開始日	平成29年4月1日	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

各種検診事業

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(各種成人検診情報ファイル) 1/4

個人基本情報		健康診査情報			
1	個人番号	1	受診年度	36	身長
2	総合宛名番号	2	受診日	37	体重
3	宛名番号	3	受診日年齢	38	腹囲
4	世帯番号	4	年度末年齢	39	BMI
5	カナ氏名	5	実施医療機関	40	血圧(収縮期)
6	漢字氏名	6	訪問有無	41	血圧(拡張期)
7	生年月日	7	既往歴有無	42	中性脂肪
8	性別	8	既往歴詳細	43	HDL
9	続柄	9	自覚症状有無	44	AST
10	郵便番号	10	自覚症状詳細	45	ALT
11	住所	11	服薬の有無	46	γ GTP
12	方書	12	服薬の詳細	47	空腹時血糖
13	地区名	13	喫煙歴有無	48	随時血糖
14	小学校区	14	血圧を下げる薬	49	HbA1c
15	電話番号	15	血糖を下げる薬	50	赤血球
16	異動事由	16	コレステロールを下げる薬	51	白血球
17	異動日	17	脳卒中	52	Ht
18	異動届出日	18	心臓病	53	クレアチニン
19	住民になった異動日	19	腎不全・透析	54	eGFR
20	住民でなくなった事由	20	貧血	55	血清尿酸
21	住民でなくなった異動日	21	たばこ習慣	56	尿糖
22	住民区分	22	20歳からの体重増加	57	尿たんぱく
23	転入前住所	23	運動習慣	58	心電図
24	転出後住所	24	歩行	59	メタボ判定
25	がん検診区分	25	歩く速度	60	医師の判断
26	がん検診世帯区分	26	1年間の体重増加	61	疾患名
		27	食べる速度		
		28	就寝前2時間の食事		
		29	夜食・間食		
		30	朝食		
		31	飲酒		
		32	飲酒量		
		33	睡眠		
		34	生活習慣改善		
		35	健康指導の利用		

がん検診等の情報				
胃がん検診	子宮頸がん検診	乳がん検診	骨粗しょう症検診	歯周疾患検診
1 受診年度	1 受診年度	1 受診年度	1 受診年度	1 受診年度
2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日
3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢
4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢
5 検診区分	5 検診区分	5 検診区分	5 検診区分	5 検診区分
6 受診区分	6 受診区分	6 受診区分	6 実施医療機関	6 実施医療機関
7 実施医療機関	7 2年連続	7 2年連続	7 総合指導区分	7 請求月
8 実施会場	8 実施医療機関	8 乳がん自己検診	8 肝炎ウイルス検診	8 既往歴
9 X線番号	9 実施会場	9 乳房手帳	1 受診年度	9 自覚症状
10 総合指導区分	10 請求月	10 実施医療機関(マンモ)	2 受診日	10 TBI
11 所見	11 ベセスダ分類	11 実施医療機関(視触診)	3 受診日年齢	11 歯みがき回数
12 検査中の偶発症	12 日母分類	12 実施会場	4 年度末年齢	12 歯みがき時期
13 肺がん検診	13 頸部区分	13 請求月	5 検診区分	13 交換時期
1 受診年度	14 体部判定	14 カテゴリー分類	6 実施医療機関	14 歯みがき剤の使用
2 受診日	15 体部区分	15 指導区分	7 C肝判定結果	15 フッ化物
3 受診日年齢	16 臨床診断	16 偶発症の有無	8 C肝判定理由	16 圃場清掃用具
4 年度末年齢	17 臨床的指示	17 大腸がん検診	9 B肝	17 喫煙習慣
5 検診区分	18 標本の作成法	1 受診年度	10 肺がん低線量CT検診	18 たばこと歯周病
6 受診区分	19 採取器具	2 受診日	1 受診年度	19 検診歴
7 実施医療機関	20 検査中の偶発症	3 受診日年齢	2 受診日	20 現在の歯数
8 実施会場	21 HPV検査検証事業	4 年度末年齢	3 受診日年齢	21 歯肉
9 X線番号	1 受診年度	5 検診区分	4 年度末年齢	22 その他の所見
10 喫煙指数	2 受診日	6 受診区分	5 検診区分	23 指導内容
11 血痰有無	3 受診日年齢	7 便潜血1(定性)	6 受診区分	24 判定
12 職業性	4 使用検査キット	8 便潜血2(定性)	7 実施医療機関	25 要精検内訳
13 喀痰有無	5 検体の種類	9 判定	8 喫煙指数	26 胃がん内視鏡検診
14 判定区分(レントゲン)	6 採取器具	10 実施医療機関	9 血痰有無	1 受診年度
15 喀痰区分	7 検体の適正・不適正	11 実施会場	10 職業性	2 受診日
16 総合判定(レントゲン+喀痰)	8 HPV検査結果	12 請求月	11 判定区分(CT)	3 受診日年齢
17 所見	9 細胞診・HPVの検査結果	13 料金区分	12 所見	4 年度末年齢
18 指導区分	10 次回検査時期		13 指導区分	5 受診区分
19 検査中の偶発症	11 子宮頸がんにかかったことがある		14 検査中の偶発症	6 実施医療機関
	12 子宮頸部の手術をしたことがある			7 総合指導区分
	13 子宮を摘出している			8 所見
	14 子宮頸部の異常で経過観察中			9 検査中の偶発症
	15 研究への同意			

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(各種成人検診情報ファイル) 4/4

検診・精密検査情報

胃がんリスク検診		胃がんリスク検診 精密検査		胃がん内視鏡検診精密検査	
1	受診年度	1	精検受診日	1	受診年度
2	受診日	2	受診日年齢	2	精検受診日
3	受診日年齢	3	年度末年齢	3	受診日年齢
4	年度末年齢	4	実施医療機関	4	年度末年齢
5	検診区分	5	精検医療機関	5	実施医療機関
6	実施医療機関	6	精密検査報告書返送	6	精検医療機関
7	請求月	7	電話追跡	7	精密検査報告書返送
8	受診区分	8	検査方法	8	電話追跡
9	検診番号	9	検査方法(その他)	9	確定診断名
10	胃・十二指腸疾患で治療中	10	検査結果	10	その他病名
11	プロトンポンプ阻害剤服薬中	11	検査結果(その他)		
12	胃の切除手術を受けたことがある	12	治療の必要性		
13	腎臓が悪いと言われたことがある	13	治療の必要性その他		
14	ピロリ菌を除菌したことがある				
15	ピロリ菌除菌年月	肺がん低線量CT検診精密検査			
16	血清ヘリコバクターピロリ抗体	1	受診年度		
17	血清ヘリコバクターピロリ抗体 判定	2	精検受診日		
18	血清ペプシノゲン値 PGI値	3	受診日年齢		
19	血清ペプシノゲン値 PGⅡ値	4	年度末年齢		
20	血清ペプシノゲン値 PGⅠ/Ⅱ比	5	実施医療機関		
21	血清ペプシノゲン値 判定	6	精検医療機関		
22	ABC判定	7	精密検査報告書返送		
23	事後指導	8	電話追跡		
24	他院紹介先名	9	検査方法		
25	他院紹介先名(日本語)	10	診断名		
26	精密検査以外の反応	11	その他病名		
27	ポイント交換年度	12	組織分類		
28	ポイント交換受付日	13	ステージ分類		
29	ポイント受付窓口	14	指示事項		
30	医療機関での支払額	15	経過観察の期間		
31	ポイント付与額	16	経過観察のその他の内容		
		17	治療機関		
		18	精検中の偶発症		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手は、庁内連携や情報連携等でのみ行い、申請書等の紙媒体による特定個人情報の入手は行わない。 ・対象者について、転入・転出等の異動があった日の翌日（日次バッチ）に、データを庁内連携システムを介して入手している。 ・検（健）診結果を入力する際には、住民基本台帳記録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している（入手手順に記載）。 ・個人番号は個人番号事務実施者のみが検索可能となっている。ただし、これらの情報は、リアルタイムではなく、日次バッチでデータ連携する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の基幹系システム以外とは、外部接続しない。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザーがシステム上で許可されていない機能に対しては利用できない。許可機能は、管理者（課長補佐、係長）が設定する。 ・入手する個人番号については、入手元で真正性を確認している。入手元は市民課であり、住基システムから基盤経由でバッチで取得する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御機能により、権限のない担当者が評価対象事務に必要な情報にアクセスできない。個人番号利用の設定は、デフォルト不可になっている。 ・個人番号データについて、必要な機能（個人番号からの個人検索）以外ではユーザーが利用できないようにセキュリティ制御を実施している。 ・各業務（利用事業単位）に対しての利用可否権限を設定し、利用不可業務については利用できない仕組みとしている。 ・個人番号を用いた統計分析は行わない。 ・EUCには個人番号は出力されない。 ・画面検索は閲覧権限がある者のみが実行可能となっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザー認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①ユーザー認証の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を限定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用認可機能により、そのユーザーが既存システム上で利用可能な機能を制限する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用のID利用を禁止し、IDは一人1つ発行している。 <p>②ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IDの発行では、業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・IDは、職員番号を利用しており、パスワードは本人が申請し、該当業務の権限は管理者が入力する。 ・パスワードは、英数混在8ケタ以上で、有効期限設定を行っている。 <p>③ID/パスワードの失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動翌日に、異動退職者のIDを失効（使用不可に設定）させる。 <p>④アクセス権限の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が定期的（パスワードを変更するタイミング、異動退職があった際）に一覧表を出力して、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。利用課にて新規採用者や異動退職者があった場合は、母子保健課に連絡して新規登録または使用不可設定を行う。 ・パスワードは、端末機に記憶させない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、一定期間適切に保管する。必要に応じて操作履歴を解析する。記録は、エクセルにてログ出力が可能。操作履歴を確認するのは管理者となっている。
- ・個人番号利用の権限確定者とログ解析者が一致しないように、運用ルールで取り決めている。
- ・ログでは、操作を行ったユーザーID、操作した機能名、操作対象となった宛名番号、画面上に表示されたすべての宛名番号を記録する。
- ・操作履歴の保管は、5年間とする。ログ消去機能はなく、SEが来課時に管理者に確認の上手動でログを削除する。
- ・画面上のハードコピーは、事務処理に必要な範囲のみにとどめている。右クリックのテキストコピーは利用できないようになっている。
- ・ハードコピーは、事務処理終了後にシュレッダーにかけている。
- ・個人番号が表示される機能は、画面ハードコピーをとらない運用となっている。
- ・データ抽出機能によりデータを絞り込んで出力する場合には、個人番号が含まれない仕組みとなっている。
- ・委託先に対しては、仕様書にて許可を得ない個人情報の複製を禁止し、個人情報保護に関する取扱いを契約書に明記している。仕様書に、外部持ち出し禁止の旨記載している。
- ・外部媒体への出力は、権限を持つ者(管理職)のみが行う。
- ・外部記録からサーバーに、コピーや移動をしない運用ルールとなっている。
- ・端末機には、スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。スクリーンセーバーの解除は、再度パスワード入力を行い、ログインすることが必要となる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則並びに、奈良市特定個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例施行規則並びに、奈良市特定個人情報等の保護に関する管理規定その他の規定に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記するようにしている。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・個人情報の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・個人情報を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・個人情報の全部又は一部を委託元の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託元に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について委託元に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 ・個人情報の収集は目的達成のための必要な範囲内で適法かつ公正な手段で行うこと。 ・個人番号及び特定個人情報の持ち出し禁止。 ・特定個人情報を取扱う従業者や取扱う特定個人情報等の範囲を明確にすること。 ・個人情報等の取扱い状況について資料の提出や調査を求められた場合は、これを拒んではならないこと。 ・目的外使用の禁止・権利・義務の譲渡等の禁止・機密の保持・個人情報取扱特記事項の遵守。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—
その他の措置の内容	・委託先から他社への特定個人情報の提供禁止を契約書に明記している。 ・仕様書にて奈良市情報セキュリティポリシーを遵守することを明記している。 ・仕様書に、外部持ち出し禁止の旨記載している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置											
<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定の際に、プライバシーマークやISMSなどの個人情報保護に関する認証を保有していることを参加条件にしている。 ・許可のない再委託は禁止している。許可する場合は、書面にて行き、通常の委託と同様の措置を義務付ける。 ・従業者のユーザー認証、アクセス権限は必要最小限の一定人数のみとし、メンバー変更等の際には速やかに更新を行っている。権限はSE権限を設定している(保守作業ができる権限)。担当者が変更になったときには、IDを別作成し、作業が終了したら使用不可に設定変更する運用ルールとなっている。 ・業者の従事者の操作についても、職員同様、ログを記録している。ログは一定期間(5年以上)保有する。ログの削除は、ログ確認を行った後にかき消さない運用ルールになっている。 ・受託業者が保守運用の作業を健康増進課において行う際は、事前に電話もしくはメールで連絡を受け、作業完了後は報告書を受領し、内容を確認している。 											
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)											
[○] 提供・移転しない											
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク											
<table border="1"> <tr> <td>特定個人情報の提供・移転に関するルール</td> <td>[]</td> <td> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている </td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 2) 定めていない </td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 定めていない	<table border="1"> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td></td> </tr> </table>	ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 定めていない								
<table border="1"> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td></td> </tr> </table>	ルールの内容及びルール遵守の確認方法										
ルールの内容及びルール遵守の確認方法											
その他の措置の内容											
<table border="1"> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td> <td>[]</td> <td> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である </td> </tr> </table>	リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である							
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である								
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)											
におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置											
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続											
[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)											
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク											
リスクに対する措置の内容											
<table border="1"> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td> <td>[]</td> <td> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である </td> </tr> </table>	リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である							
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である								
リスク2: 不正な提供が行われるリスク											
リスクに対する措置の内容											
<table border="1"> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td> <td>[]</td> <td> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である </td> </tr> </table>	リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である							
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input checked="" type="checkbox"/> 2) 十分である								
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置											

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管しており、入退室時は記録をとっている。サーバー室は施錠しており、サーバーが格納されているラックも施錠している。ラックの鍵は母子保健課長が管理し、サーバー室の鍵は、医療政策課が管理している。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内の消火設備を完備している。 ・免震構造の施設内にサーバを設置している。 ・サーバ機器の故障に備えて、システム復旧に必要なデータのバックアップを行っており、サーバー室にあるDBサーバー内に保管している。システムは保守事業者で管理している。バックアップからの戻し等の手順書を作成済である。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて、悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。更新は全庁一斉に行っている。 ・OSは、必要に応じてセキュリティパッチ適用を実施している。本システムは、外部接続がないことから、必要に応じてパッチを適用することとしている。 ・古いデータのまま保管されないよう、転入・転出届等があった際には、データを即時更新している。 ・健康増進事業の実施目的に鑑み、収集した個人データについては、必要性がないことを確認できた場合は、消去する。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に、情報政策課主催の情報セキュリティ研修を行っている。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導する。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 	
10. その他のリスク対策		
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ監査(書面監査6～7月、現地監査8～1月)を実施している。 ・内部監査を定期的実施する。 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回以上担当部署にてチェックを実施する。 		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
②請求方法	必要事項を記載した書面により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
②対応方法	<ul style="list-style-type: none">・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。・重大な事案については、庁内横断的に連絡をとり対処する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年3月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	公表日	平成27年3月30日	平成28年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-1 ②事務の内容	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑨の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-2-システム1 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-2-システム2	(新規追加)	<p>①システムの名称 共通基盤システム</p> <p>②システムの機能 庁内でのデータ連携機能を有する。</p> <p>1. 既存住民基本台帳システムから住民票異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。</p> <p>2. 各業務システムが作成した住登外宛名へ連携する。</p> <p>3. 税・福祉など各業務システムが他業務へ連携するデータを授受する。</p> <p>③他のシステムとの接続</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[○] その他(各業務システム)</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

平成28年3月30日	I-4 法令上の根拠	行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1の76項	行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1の76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条2項 別表第2 11の項	事前	番号利用条例の制定に伴って、番号利用の範囲が拡大した。
平成28年3月30日	II-2 ③対象となる本人の範囲	健康増進事業の対象者となる奈良市の住民基本台帳に記録された20歳以上の女性、および35歳以上の男性	健康増進事業の対象者となる奈良市の住民基本台帳に記録された20歳以上の女性、および40歳以上の男性	事前	奈良市がん検診等各種検診規則の改正に伴って対象者の範囲に変更があったため
平成28年3月30日	II-2 ④記録される項目 主な記録項目	[] 地方税関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報	[○] 地方税関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報	事前	番号利用条例の制定に伴って、入手する情報が拡大した。
平成28年3月30日	II-2 ④記録される項目 その妥当性	【個人番号】 ・個人番号と宛名情報をひもづけて、本人を特定するため 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 ・検(健)診情報を利用した事務を実施するため 【学校・教育関係情報】 ・小学校区情報を利用した事業分析を実施するため	【個人番号】 ・個人番号と宛名情報をひもづけて、本人を特定するため 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【地方税関係情報】 ・奈良市各種検診実施規則にもとづき受診者負担金を設定するため 【健康・医療関係情報】 ・検(健)診情報を利用した事務を実施するため 【生活保護・社会福祉関係情報】 ・奈良市各種検診実施規則にもとづき受診者負担金を設定するため 【学校・教育関係情報】 ・小学校区情報を利用した事業分析を実施するため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

平成28年3月30日	Ⅱ-2 ④記録される項目 全ての記録項目	<p>(別添1)1/4 個人基本情報 1~24(省略)</p> <p>(別添1)2/4 がん検診などの情報 子宮がん検診</p> <p>(別添1)3/4 精密検査情報 子宮がん検診</p> <p>(別添1)4/4 (新規追加)</p>	<p>(別添1)1/4 個人基本情報 1~24(省略) 25がん検診区分 26がん検診世帯区分</p> <p>(別添1)2/4 がん検診などの情報 子宮頸がん検診</p> <p>(別添1)3/4 精密検査情報 子宮頸がん検診</p> <p>(別添1)4/4 検診精密検査情報 胃がんリスク検診 1受診年度2受診日3受診日年齢4年度末年齢5 検診区分6実施医療機関7請求月8受診区分9 検診番号10胃・十二指腸疾患で治療中11プロ トンポンプ阻害剤服薬中12胃の切除手術を受け たことがある13腎臓が悪いと言われたことがあ る14ピロリ菌を除菌したことがある15ピロリ菌除 菌年月16血清ヘリコバクターピロリ抗体17血清 ヘリコバクターピロリ抗体判定18血清ペプシノゲ ンPGI値19血清ペプシノゲンPG II 値20血清ペ プシノゲンPGI/ II 比21血清ペプシノゲン値判定 22ABC判定23事後指導24他院照会先名25他 院照会先名(日本語)26精密検査以外の反応 27ポイント交換年度28ポイント交換受付日29ポ イント受付窓口30医療機関での支払額31ポイント 付与額 胃がんリスク検診精密検査 1精検受診日2受診日年齢3年度末年齢4実施 医療機関5精検医療機関6精密検査報告書返 送7電話追跡8検査方法9検査方法(その他)10 検査結果11検査結果(その他)12治療の必要性 13治療の必要性その他</p>	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成28年3月30日	Ⅱ-2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成28年3月30日	Ⅱ-3 ①入手元	[○]その他(同一団体内 市民課より)	[○]その他(同一団体内)	事前	入手経路に変更があったため

平成28年3月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体による特定個人情報の入手は行わない。 ・対象者について、転入・転出等の異動があった日の翌日に、データを庁内連携システムを介して入手している。 ・検(健)診結果を入力する際には、住民基本台帳登録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手は、庁内連携や情報連携等でのみ行い、申請書等の紙媒体による特定個人情報の入手は行わない。 ・対象者について、転入・転出等の異動があった日の翌日(日次バッチ)に、データを庁内連携システムを介して入手している。 ・検(健)診結果を入力する際には、住民基本台帳登録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している(入力手順に記載)。 ・個人番号は個人番号事務実施者のみが検索可能となっている。ただし、これらの情報は、リアルタイムではなく、日次バッチでデータ連携する。 	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。
平成28年3月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の基幹系システム以外とは、外部接続しない。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・入手する個人番号については、入手元で真正性を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の基幹系システム以外とは、外部接続しない。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザーがシステム上で許可されていない機能に対しては利用できない。許可機能は、管理者(課長補佐、係長)が設定する。 ・入手する個人番号については、入手元で真正性を確認している。入手元は市民課であり、住基システムから基盤経由でバッチで取得する。 	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。
平成28年3月30日	Ⅲ-3-1 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御機能により、権限のない担当者が評価対象事務に必要な情報にアクセスできないようにする。 ・個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザーが利用できないようにセキュリティ制御を実施している。また各業務に対しての利用可否権限を設定し、利用不可業務については利用できない仕組みとしている。 ・個人番号を用いた統計分析は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御機能により、権限のない担当者が評価対象事務に必要な情報にアクセスできない。個人番号利用の設定は、デフォルト不可になっている。 ・個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザーが利用できないようにセキュリティ制御を実施している。 ・各業務(利用事業単位)に対しての利用可否権限を設定し、利用不可業務については利用できない仕組みとしている。 ・個人番号を用いた統計分析は行わない。 ・EUCには個人番号は出力されない。 ・画面検索は閲覧権限がある者のみが実行可能となっている。 	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。

<p>平成28年3月30日</p>	<p>Ⅲ-3-リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>①ユーザー認証の管理 ・システムを利用する必要がある職員を限定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用認可機能により、そのユーザーが既存システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用のID利用を禁止する。 ②ID/パスワードの発行管理 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ③ID/パスワードの失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際は当該IDを失効させている。 ④アクセス権限の管理 ・ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</p>	<p>①ユーザー認証の管理 ・システムを利用する必要がある職員を限定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用認可機能により、そのユーザーが既存システム上で利用可能な機能を制限する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用のID利用を禁止し、IDは一人1つ発行している。 ②ID/パスワードの発行管理 ・IDの発行では、業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・IDは、職員番号を利用しており、パスワードは本人が申請し、該当業務の権限は管理者が入力する。 ・パスワードは、英数混在8ケタ以上で、有効期限設定を行っている。 ③ID/パスワードの失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動翌日に、異動退職者のIDを失効(使用不可に設定)させる。 ④アクセス権限の管理 ・管理者が定期的(パスワードを変更するタイミング、異動退職があった際)に一覧表を出力して、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。利用課にて新規採用者や異動退職者があった場合は、健康増進課に連絡して新規登録または使用不可設定を行う。 ・パスワードは、端末機に記憶させない。</p>	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>
-------------------	--	---	---	-----------	---

<p>平成28年3月30日</p>	<p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、保管する。必要に応じて操作履歴を解析する。 ・画面上でテキストコピーは行えず、画面のハードコピーの取得についても事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・データ抽出機能によりデータを絞り込んで出力する場合には、個人番号が含まれない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては、仕様書にて許可を得ない個人情報の複製を禁止し、個人情報保護に関する取扱いを契約書に明記している。 ・外部媒体への出力は、権限を持つ者のみが行うことができる。 ・端末機には、スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。スクリーンセーバーの解除は、再度パスワード入力を行い、ログインすることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、一定期間適切に保管する。必要に応じて操作履歴を解析する。記録は、エクセルにてログ出力が可能。操作履歴を確認するのは管理者となっている。 ・個人番号利用の権限確定者とログ解析者が一致しないように、運用ルールで取り決めている。 ・ログでは、操作を行ったユーザーID、操作した機能名、操作対象となった宛番号、画面上に表示されたすべての宛番号を記録する。 ・操作履歴の保管は、5年間とする。ログ消去機能はなく、SEが来課時に管理者に確認の上手動でログを削除する。 ・画面上のハードコピーは、事務処理に必要な範囲のみにとどめている。右クリックのテキストコピーは利用できないようになっている。ハードコピーは、事務処理終了後にシュレッダーにかけている。 ・個人番号が表示される機能は、画面ハードコピーをとらない運用となっている。 ・データ抽出機能によりデータを絞り込んで出力する場合には、個人番号が含まれない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては、仕様書にて許可を得ない個人情報の複製を禁止し、個人情報保護に関する取扱いを契約書に明記している。仕様書に、外部持ち出し禁止の旨記載している。 ・外部媒体への出力は、権限を持つ者(管理職)のみが行う。 ・外部記録からサーバーに、コピーや移動をしない運用ルールとなっている。 ・端末機には、スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。スクリーンセーバーの解除は、再度パスワード入力を行い、ログインすることが必要となる。 	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>
-------------------	--	--	---	-----------	---

<p>平成28年3月30日</p>	<p>Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則並びに、奈良市特定個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例施行規則並びに、奈良市特定個人情報等の保護に関する管理規定その他の規定に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記するようにしている。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 ・個人情報の収集は目的達成のための必要な範囲内で適法かつ公正な手段で行うこと。 ・個人番号及び特定個人情報の持ち出し禁止。 ・特定個人情報を取扱う従業者や取扱う特定個人情報等の範囲を明確にすること。 ・個人情報等の取扱い状況について資料の提出や調査を求められた場合は、これを拒んではならないこと。 <p>(以下 略)</p>	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>
<p>平成28年3月30日</p>	<p>Ⅲ-4 その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他社への特定個人情報の提供禁止を契約書に明記している。 ・仕様書にて奈良市情報セキュリティポリシーを遵守することを明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他社への特定個人情報の提供禁止を契約書に明記している。 ・仕様書にて奈良市情報セキュリティポリシーを遵守することを明記している。 ・仕様書に、外部持ち出し禁止の旨記載している。 	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>

<p>平成28年3月30日</p>	<p>Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定の際に、プライバシーマークやISMSなどの個人情報保護に関する認証を保有していることを参加条件にしている。 ・許可のない再委託は禁止している。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付ける。 ・従業者のユーザー認証、アクセス権限は必要最小限にし、メンバー変更等の際には速やかに更新を行っている。 ・業者の従事者の操作についても、職員同様、ログを記録している。 ・受託業者が保守運用の作業を健康増進課において行う際は、事前に連絡を受け、作業完了後は報告を受け、内容を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定の際に、プライバシーマークやISMSなどの個人情報保護に関する認証を保有していることを参加条件にしている。 ・許可のない再委託は禁止している。許可する場合は、書面にて行い、通常の委託と同様の措置を義務付ける。 ・従業者のユーザー認証、アクセス権限は必要最小限の一定人数のみとし、メンバー変更等の際には速やかに更新を行っている。権限はSE権限を設定している(保守作業ができる権限)。担当者が変更になったときには、IDを別作成し、作業が終了したら使用不可に設定変更する運用ルールとなっている。 ・業者の従事者の操作についても、職員同様、ログを記録している。ログは一定期間(5年以上)保有する。ログの削除は、ログ確認を行った後にしか消さない運用ルールになっている。 ・受託業者が保守運用の作業を健康増進課において行う際は、事前に電話もしくはメールで連絡を受け、作業完了後は報告書を受領し、内容を確認している。 	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>
<p>平成28年3月30日</p>	<p>Ⅲ-7 その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管し、入退室管理を行っている。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内の消火設備を完備している。 ・免震構造の施設内にサーバを設置している。 ・サーバ機器の故障に備えて、システム復旧に必要なデータのバックアップを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管しており、入退室時は記録をとっている。サーバ室は施錠しており、サーバが格納されているラックも施錠している。ラックの鍵は課長が管理し、サーバ室の鍵は、保健総務課が管理している。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内の消火設備を完備している。 ・免震構造の施設内にサーバを設置している。 ・サーバ機器の故障に備えて、システム復旧に必要なデータのバックアップを行っており、サーバ室にあるNASに保管している。システムは保守事業者で管理している。バックアップからの戻し等の手順書を作成済である。 	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>

平成28年3月30日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて、悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ・OSは、必要に応じてセキュリティパッチ適用を実施している。 ・古いデータのまま保管されないよう、転入・転出届等があった際には、データを即時更新している。 ・健康増進事業の実施目的に鑑み、収集した個人データについては、必要性がないことを確認できた場合は、消去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて、悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。更新は全庁一斉に行っている。 ・OSは、必要に応じてセキュリティパッチ適用を実施している。本システムは、外部接続がないことから、必要に応じてパッチを適用することとしている。 ・古いデータのまま保管されないよう、転入・転出届等があった際には、データを即時更新している。 ・健康増進事業の実施目的に鑑み、収集した個人データについては、必要性がないことを確認できた場合は、消去する。 	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年3月30日	公表日	平成28年3月30日	平成29年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	I-1 ②事務の内容	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	I-4 法令上の根拠	<p>行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の76項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条2項 別表第2 11の項</p>	<p>行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項</p>	事後	<p>誤字等の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例の改正に伴う変更</p>

平成29年3月30日	Ⅱ-2 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添1)1/4 個人基本情報、健康診査情報、 2/4 がん検診などの情報 (新規追加) 3/4 精密検査情報 4/4 精密検査情報 (新規追加)	(別添1)1/4 個人基本情報、健康診査情報、 2/4 がん検診などの情報 肺がん低線量CT検診 1受診年度2受診日3受診日年齢4年度末年齢 5検診区分6受診区分7実施医療機関8喫煙指数 9血痰有無10職業性11判定区分(CT)12 所見13指導区分14検査中の偶発症 3/4 精密検査情報 4/4 精密検査情報 肺がん低線量CT検診 1受診年度2精検受診日3受診日年齢4年度末 年齢5実施医療機関6精検医療機関7精密検 査報告書返送8電話追跡9検査方法10診断名 11その他病名12組織分類13ステージ分類1 4指示事項15経過観察の期間16経過観察の その他の内容17治療機関18精検中の偶発症	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成29年3月30日	Ⅱ-2 ⑤保有開始日	平成27年10月5日	平成29年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成29年3月30日	Ⅱ-3 ⑥使用開始日	平成28年1月4日	平成29年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成29年3月30日	V 評価実施手続	平成27年2月1日	平成27年3月19日	事後	誤字等の修正を行ったもので あり、重要な変更にあたらない
平成30年3月30日	公表日	平成29年3月30日	平成30年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

平成30年3月30日	I-1 ②事務の内容	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成24年6月)に掲げられた「5年以内にがん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。</p> <p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①検(健)診受診時の対象者可否の判断に利用</p>	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成29年10月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。</p> <p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①検(健)診受診時の対象者可否の判断に利用</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I-6 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健所 健康増進課	健康医療部 保健所 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	II-2 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添1)1/4 個人基本情報、健康診査情報、 2/4 がん検診などの情報 3/4 精密検査情報 4/4 精密検査情報	(別添1)1/4 個人基本情報、健康診査情報、 2/4 がん検診等の情報 (追加)胃がん内視鏡検診 3/4 精密検査情報 4/4 精密検査情報 (追加)胃がん内視鏡検診精密検査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	II-2 ⑥事務担当部署	奈良市保健所健康増進課	健康医療部保健所健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

平成30年3月30日	Ⅱ-3 ④使用の主体 使用部署	奈良市保健所健康増進課	健康医療部保健所健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管しており、入退室時は記録をとっている。サーバー室は施錠しており、サーバーが格納されているラックも施錠している。ラックの鍵は課長が管理し、サーバー室の鍵は、保健総務課が管理している。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内の消火設備を完備している。 ・免震構造の施設内にサーバを設置している。 ・サーバ機器の故障に備えて、システム復旧に必要なデータのバックアップを行っており、サーバー室にあるNASに保管している。システムは保守事業者で管理している。バックアップからの戻し等の手順書を作成済である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管しており、入退室時は記録をとっている。サーバー室は施錠しており、サーバーが格納されているラックも施錠している。ラックの鍵は課長が管理し、サーバー室の鍵は、医療政策課が管理している。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内の消火設備を完備している。 ・免震構造の施設内にサーバを設置している。 ・サーバ機器の故障に備えて、システム復旧に必要なデータのバックアップを行っており、サーバー室にあるDBサーバー内に保管している。システムは保守事業者で管理している。バックアップからの戻し等の手順書を作成済である。 	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年3月30日	V-1① 実施日	平成27年3月19日	平成29年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	公表日	平成30年3月30日	平成31年3月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

<p>平成31年3月29日</p>	<p>I-1 ②事務の内容</p>	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成29年10月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。 また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。 ①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①検(健)診受診時の対象者可否の判断に利用</p>	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成30年3月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨を行う。 また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。 ①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①検(健)診受診時における対象者の該当・非該当の判断に利用</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>
<p>平成31年3月29日</p>	<p>I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能</p>	<p>庁内でのデータ連携機能を有する。 1. 既存住民基本台帳システムから住民票異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。 2. 各業務システムが作成した住登外宛名へ連携する。 3. 税・福祉など各業務システムが他業務へ連携するデータを授受する。</p>	<p>庁内でのデータ連携機能を有する。 1. 既存住民基本台帳システムから住民登録異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。 2. 各業務システムが作成した住登外宛名へ連携する。 3. 税・福祉など各業務システムが他業務へ連携するデータを授受する。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>

平成31年3月29日	I-4 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 11の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	I-6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	嵯峨 伊佐子	—	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	I-6 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	健康医療部 保健所 健康増進課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	I-6 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康医療部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	I-6 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	健康医療部 保健所 健康増進課長	健康医療部 健康増進課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II-2基本情報 ⑥ 事務担当部署	健康医療部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II-3特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	健康医療部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	III-2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	・検(健)診結果を入力する際には、住民基本台帳登録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している(入力手順に記載)。	・検(健)診結果を入力する際には、住民基本台帳登録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している(入力手順に記載)。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和2年3月31日	Ⅲ－3特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	④アクセス権限の管理 ・管理者が定期的(パスワードを変更するタイミング、異動退職があった際)に一覧表を出力して、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。利用課にて新規採用者や異動退職者があった場合は、健康増進課に連絡して新規登録または使用不可設定を行う。 ・パスワードは、端末機に記憶させない。	④アクセス権限の管理 ・管理者が定期的(パスワードを変更するタイミング、異動退職があった際)に一覧表を出力して、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。利用課にて新規採用者や異動退職者があった場合は、母子保健課に連絡して新規登録または使用不可設定を行う。 ・パスワードは、端末機に記憶させない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	Ⅲ－7特定個人情報の保管・ 消去 その他の措置の内容	・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管しており、入退室時は記録をとっている。サーバー室は施錠しており、サーバーが格納されているラックも施錠している。ラックの鍵は課長が管理し、サーバー室の鍵は、医療政策課が管理している。	・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管しており、入退室時は記録をとっている。サーバー室は施錠しており、サーバーが格納されているラックも施錠している。ラックの鍵は母子保健課長が管理し、サーバー室の鍵は、医療政策課が管理している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない